

2022年1月17日

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

一般社団法人日本感染症学会
理事長 四柳 宏



ベクルリー®点滴静注用の在宅・宿泊療養施設での使用及び
保険医が投与することができる注射薬への追加に関する要望書

記

ベクルリー®点滴静注用（以下 本剤）は、現在、SARS-CoV-2による肺炎を有する入院患者に対して投与されています。本剤の効果を十分に得るためには、SARS-CoV-2による肺炎を有する患者に対してできるだけ速やかに投与を開始する必要があります。患者が速やかに入院できないために本剤を適切な時期に投与できないような事態を防ぐため、本剤を医師の指示のもと看護師等が在宅、宿泊療養施設でも使用可能として頂くことを日本感染症学会として要望致します。

本剤は2020年5月7日に本邦で特例承認を受け、その後入院患者に対して広く使われてきました。これまでのところ、在宅等の診療の場での投与が懸念されるような事象は生じておりません。入院患者同様、投与後は医療従事者が十分に観察し、異常が認められた場合には投与を中止するなど適切な処置を行うことで在宅等でも安全に投与することが可能です。また、投与にあたっては、本剤の添付文書や新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引きを参照し適切な用法用量を遵守し、特定の背景を有する患者に関する注意事項に留意して頂くことが必要と判断致します。また、医師の指示のもと看護師等が在宅、宿泊療養施設の場で投与することが可能と考えます。

感染者が急増する状況においては、SARS-CoV-2による肺炎患者のすべてが必ずしも入院での診療の対象とならないことが想定されます。このような事態に備え、在宅、宿泊療養施設の場で本剤の投与による治療を可能とすることが必要と考えます。

以上、ご検討頂きますようお願い申し上げます。